

一般取引条件

本契約条件、プロポーザルおよび見積りまたは提示価格は、貴社（以下「クライアント」という）と本契約条件で企図されるサービスを提供するIntertek社（以下「Intertek」という）と間の契約を構成する。

1. 解釈

- 1.1 文脈上他の意味に解釈すべき場合を除き、本契約において以下の語句は以下の意味を持つものとする。
- (a) 「本契約」とは、Intertekとクライアントとの間で締結される本契約を意味する。
 - (b) 「本代価」とは、第5.1条で規定される意味を持つものとする。
 - (c) 「機密情報」とは、以下に該当する、あらゆる形式または方法により提示されるすべての情報を意味する。(a) 本契約に従い、または本契約に基づき本サービスを提供する過程で開示され、かつ (b) (i) にかかる開示時点に開示当事者により、文書、電子書式、視覚的手段、口頭またはその他の何らかの方法で開示され、かつ標識を付けるか、印を押すか、あるいは何らかの方法により機密と特定され、かつ/または (ii) 受領当事者により合理的に機密とみなされる、何らかの方法により開示される情報。
 - (d) 「知的財産権」とは、著作権、商標（登録済みか否かを問わない）、特許、特許出願（特許を出願する権利を含む）、サービスマーク、意匠権（登録済みか否かを問わない）、営業秘密およびその他のあらゆる既存の類似の権利を指す。
 - (e) 「本報告書」とは、以下の第2.3条に定める意味を持つものとする。
 - (f) 「本サービス」とは、場合に応じて、Intertekの関連する本プロポーザル、クライアントの関連する発注書またはIntertekの関連するインボイスに定めるサービスを意味し、Intertekからの本報告書の提供を含むことがある。
 - (g) 「本プロポーザル」とは、該当する場合、本サービスに関連してIntertekがクライアントに提供するプロポーザル、見積りまたは提示価格を意味する。
- 1.2 本契約において見出しはその解釈に影響を与えない。

2. 本サービス

- 2.1 Intertekは、クライアントに対して、Intertekが作成しクライアントに提出している本プロポーザルに明示的に組み込まれる本契約の条件に伴い、本サービスを提供するものとする。
- 2.2 本契約と本プロポーザルの条件との間に矛盾がある場合は、本契約の条件が優先するものとする。本契約は、クライアントの注文書またはその他の方法で規定されている条件に優先するものとし、それらのクライアントの条件は本契約によって拒否される。本サービスの承諾により、本契約に記載されているすべての条件を承諾したこととなる。Intertekがサービスの履行又は提供を開始したとしても、クライアントの条件を承諾したことにはならない。
- 2.3 本契約に基づきIntertekが提供する本サービス、および本サービスをクライアントに提供する過程でIntertekが作成するあらゆるメモ、検査データ、計算、測定値、見積り、注記、認証書およびその他のマテリアル、ならびに実施されたあらゆる作業またはサービスの結果を記述するすべての書式に記載されるステータス概要またはその他の通知（以下「本報告書」という）は、クライアントの使用およびその利益のためだけに存在するものとする。
- 2.4 クライアントは、本サービスの提供にあたりIntertekが第三者に本報告書を提出する義務が生じる場合、Intertekは本報告書を当該第三者に提出する権利を撤回不可能な形で付与されているとみなされることを了承し、かつ同意する。本条項において、義務とはクライアントの指示により生じるか、あるいはIntertekの合理的な意見により状況、取引、慣習、用途、慣行から黙示される場合に生じるものとする。
- 2.5 クライアントは、Intertekが提供する本サービスおよび/またはIntertekが作成する本報告書は、本プロポーザルに関連してクライアントと合意した作業範囲内に限定され、かつ、クライアントの特定の指示に基づき、あるいはかかる指示がない場合は関連する取引慣習、用途、慣行に従って、提供または作成されることを了承し、かつ同意する。さらにクライアントは、本サービスは、試験・検査・認証対象の製品、マテリアル、サービス、システムまたはプロセスの品質、安全性、性能または条件についてあらゆる事項に対応するように設計または意図されておらず、また、作業範囲については、必ずしも、試験・検査・認証対象の製品、マテリアル、サービス、システムまたはプロセスに適用される可能性のあるすべての基準を反映してはいないことを了承し、かつ同意する。クライアントは、Intertekが発行する本報告書への依拠については、本サービスの履行時点で存在する事実、情報、文書、サンプルおよび/またはその他のマテリアルについてIntertekが審査および/または分析した結果を表す、本報告書に明記される事実および表明のみに限定されることを理解している。
- 2.6 クライアントは、その行為および本報告書の使用について責任を負う。Intertekおよびその役員、従業員、代理業者または下請業者は、かかる本報告書に基づきクライアントまたはクライアントが指示もしくは助言した第三者の作為または不作為について責任を負わないものとする。
- 2.7 本契約に基づき本サービスの提供に合意するにあたり、Intertekは、クライアントがその他の者に対して負う、あるいはいずれかの者がクライアントに対して負う責任または義務を減じず、取り消さず、免除しない。

3. Intertekの保証

- 3.1 Intertekは、クライアントに対してのみ以下を保証する。
 - (a) Intertekは、本契約を締結する権限および権能を有するとともに、本サービスの提供に関連して本契約の日付の時点で発効している関連のある法律および規制を遵守すること。
 - (b) 本サービスを、類似の状況において類似のサービスを提供するその他の会社が通常行使するのと同レベルの注意とスキルにより履行すること。
 - (c) 自社の従業員がクライアントの敷地にいる間、第4.3条 (f) に従いクライアントからIntertekに知らされている安全衛生に関する規則および規制ならびにその他の合理的範囲のセキュリティ要件を確実に遵守するために、合理的な措置をとること。
 - (d) 本サービスに関連して作成した本報告書は、第三者のいかなる法的権利（知的財産権を含む）も侵害しないこと。本保証は、Intertekのクライアント（またはその代理業者もしくは代理人）から提供されたあらゆる情報、サンプルまたはその他の関連文書への依拠によって直接的または間接的に侵害が引き起こされた場合には適用されない。



- 3.2 第3.1条 (b) に定める保証に違反する場合、Intertekは、その費用負担により、Intertekのサービス履行上の何らかの欠陥を是正するために合理的に要求される当初履行した種類のサービスを履行するものとする。
- 3.3 Intertekは、明示的にも黙示的にもその他の保証を行わない。制定法またはコモン・ローにより黙示されるその他すべての保証、条件およびその他の条項（商品性および目的適合性に関する黙示の保証を含むがこれらに限らない）については、法律により許容される最大限の範囲で本契約から除外される。Intertek（その代理業者、下請業者、従業員またはその他の代理人を含む）により提供されるいかなるサービスの履行、提出物、口頭またはその他の情報または助言によっても、新たな保証が創設されたり、提供される保証の範囲が拡大したりすることはない。

4. クライアントの保証および義務

- 4.1 クライアントは、以下の各号を表明し、保証する。
- (a) 本契約を締結し、自身のために本サービス提供の調達を行う権限および権能を有すること。
- (b) 他人または事業体のための代理業者またはブローカーとしてではなく、かつその他の代理人としての立場ではなく、自身のために本契約に基づく本サービスの提供を確保していること。
- (c) クライアント（またはその代理業者もしくは代理人）がIntertek（その代理業者、下請業者および従業員を含む）に提供するあらゆる情報、サンプルおよび関連文書は、真実で正確な表明であり、完全で、あらゆる点において誤解を招く恐れがないこと。さらにクライアントは、Intertekが本サービスを提供するにあたり、クライアントから提供されるかかる情報、サンプルまたはその他の関連文書およびマテリアルに依拠すること（その正確性または完全性を確認、検証する義務を伴わずに）を認めること。
- (d) クライアントからIntertekに提供されるサンプルは、料金前払いで発送するとともに、クライアントが別途手配を行わない限り、試験実施後30日以内にクライアントが（クライアントの費用負担で）回収または処分すること。かかるサンプルが、要請される30日の期間内にクライアントにより回収または処分されない場合、Intertekは、クライアントの費用負担により当該サンプルを破棄する権利を留保すること。
- (e) クライアントがIntertekに提供するあらゆる情報、サンプルまたはその他の文書（認証書および報告書を含むがこれらに限らない）は、いかなる状況でも第三者のいかなる法的権利（知的財産権を含む）も侵害しないこと。
- 4.2 提供される本サービスが第三者に関係する場合、クライアントは、かかる第三者が本報告書を受領し、または本サービスの利益を得る以前に、その前提条件として、かかる第三者をして本契約および本プロポーザルの条項を了承し、かつ同意させるものとする。
- 4.3 さらにクライアントは、以下の各号に同意する。
- (a) 本サービスに関連するすべての事項についてIntertekと協力し、本サービスに関連してマネージャーを指名すること。当該マネージャーは、クライアントの代理としてIntertekに指示を与え、必要に応じてクライアントを契約により拘束する権限を正式に付与されること。
- (b) Intertek（その代理業者、下請業者および従業員を含む）に対し、クライアントの費用負担により、Intertekが本契約に従って本サービスを提供できるように十分な時間の余裕をもって、一切のサンプル、情報、マテリアルまたは本サービスを実行するために必要なその他の文書を提供すること。クライアントは、提供するいずれのサンプルも必要な試験プロセスの一環である試験の最中に損傷したり、破壊されたりする可能性があることを認め、かかる変更、損傷または破壊についての一切の責任に対しIntertekを免責すると約束すること。
- (c) クライアントには、試験対象のサンプル/装置に加えて、必要に応じて、接続部品、ヒューズリンクなどの指定された追加アイテムを提供する責任があること。
- (d) Intertekにタイムリーに指示とフィードバックを行うこと。
- (e) Intertek（その代理業者、下請業者および従業員を含む）に対し、本サービスの提供のために合理的に必要な場合にクライアントの敷地および本サービスが提供されるその他の関連する敷地にアクセスできるようにすること。
- (f) Intertekが本サービスの履行のためにいずれかの敷地で立ち会う以前に、Intertekに対し、本サービスが提供される敷地において適用されるすべての安全衛生規則・規制およびその他の合理的なセキュリティ要件を知らせること。
- (g) Intertekに対し、クライアントから提出されたアイテム、またはクライアントの敷地で使用するもしくは本サービスの提供に必要なプロセスもしくはシステムに関する、リスク、安全上の問題または事故について速やかに通知すること。
- (h) Intertekに対し、そのような取引を制限または禁止されている国に対してまたはそのような国から製品、情報またはテクノロジーを輸出/輸入する可能性がある場合など、提供する本サービスに適用される可能性のあるあらゆる輸入/輸出制限について事前に知らせること。
- (i) 認証書を発行する場合、当該認証書の有効期限内に認証の正確性に重大な影響を与える可能性のある変更があれば直ちにIntertekに通知および助言すること。
- (j) 本サービスに関連して関連のある法律および規則を遵守するのに必要なあらゆるライセンスおよび同意を取得し維持すること。
- (k) 本契約に基づきIntertekが発行した本報告書を誤解を招くような方法で使用しないこと、およびかかる本報告書を全文でのみ配布すること。
- (l) いかなる場合にも、Intertekから事前の書面同意を得ずに（かかる同意は不合理に留保されない）本報告書の内容、抜き書き、抜粋または一部分を配布または公表しないこと。
- (m) クライアントが作成する一切の広告・販促マテリアルおよびあらゆる声明文は、Intertekが提供するサービスに関して第三者に虚偽のあるいは誤った印象を与えないようにすること。
- 4.4 Intertekの違反がクライアントが本第4条に定める義務を遵守しないことの直接の結果である場合にはその限りにおいて、Intertekは本契約に違反するものではなく、かつ本契約の違反についてクライアントに対して責任を負うことはないものとする。クライアントはまた、Intertekによる本サービスの提供に関してクライアントが本契約で定める自身の義務を履行しないことの影響は、以下の第5条に基づく本代価の支払いに関して本契約に定められたクライアントの義務には及ばないことを認める。

5. 代価、請求および支払い

- 5.1 クライアントは、Intertekに対し、本プロポーザルに定める代価（該当する場合）、または本サービスを提供するにあたり企図されたその他の代価（以下「本代価」という）を支払うものとする。



- 5.2 本代価は適用される税金を除外して表示される。クライアントは、Intertekが有効なインボイスを発行した時点で、法律で規定される率および方法により本代価に対して適用される税金を支払うものとする。
- 5.3 クライアントは、本サービスの提供に関連してIntertek側で発生した諸経費をIntertekに払い戻すことおよび試験用サンプルに係る運送費または通関手数料について全責任を負うことに同意する。
- 5.4 本代価は、本契約に基づく本サービスに対しクライアントが支払うべき料金の総額を表す。Intertekが行う追加の作業については、実働時間および実費ベースで請求される。
- 5.5 Intertekは、クライアントに対し、本代価と諸経費（もしあれば）をインボイスで請求するものとする。クライアントは、インボイスを受領後30日以内に各インボイス額を支払うものとする。
- 5.6 インボイス額が支払期日に支払われない場合、Intertekはインボイスの支払期日から全額受領期日までの期間についてHSBC銀行が随時公表する基準貸出利率に年率3%上乗せした利率で計算した未払い額に対する合理的な回収費用および利息に関連の通貨で請求する権利を有し、クライアントはそれを支払うものとする。

6. 知的財産権およびデータ保護

- 6.1 本契約の締結以前に当事者に帰属していたすべての知的財産権は、引き続き当該当事者に帰属するものとする。本契約のいずれの規定も、いずれかの当事者から他方当事者に対して何らの知的財産権を移転することを意図していない。
- 6.2 クライアント（またはクライアントの関係会社もしくは子会社）がいかなる理由であれ"Intertek"という名前またはIntertekの商標もしくはブランド名を使用する場合には、Intertekから事前に書面で承諾を得なければならない。上記以外でIntertekの商標またはブランド名を使用することは厳禁され、Intertekは、かかる無許可の使用の結果として、本契約を直ちに解除する権利を有する。
- 6.3 認証サービスを提供する場合、クライアントは、認証マークの使用については、国内法および国際法およびそれらの規制に服する可能性があることについて了承し、かつ同意する。
- 6.4 本契約に基づきIntertekが作成する本報告書、文書、グラフ、チャート、写真またはその他のマテリアル（媒体を問わない）に含まれるすべての知的財産権は、Intertekに帰属する。クライアントは、その使用が本契約を遵守していることを条件として、かかる本報告書、文書、グラフ、チャート、写真またはその他のマテリアルを使用するライセンスを有するものとする。
- 6.5 クライアントは、本報告書（Intertekがクライアントに提供する提出物を含む）を作成または提供する過程、および本サービスをクライアントに提供する過程で生じる可能性のある概念、アイデアおよび発明に含まれる一切の知的財産権についてはIntertekがこれを保有することを了承し、かつ同意する。

7. 機密保持

- 7.1 ある当事者（以下「受領当事者」という）が、本契約に関連して（本契約の日付の以前か以後かを問わず）他方当事者（以下「開示当事者」という）の機密情報入手する場合、当該当事者は、第7.2条から7.4条を条件として、以下の義務を負うものとする。
 - (a) 自社の機密情報に払うのと同等の注意基準を適用して当該機密情報を守秘する。
 - (b) 本契約に基づく義務を履行する目的に限り当該機密情報を使用する。
 - (c) 開示当事者の事前の書面同意を得ずに、いかなる第三者にも当該機密情報を開示しない。
- 7.2 受領当事者は、開示当事者の機密情報を以下に該当する"知る必要のある"者に開示できる。
 - (a) 自社のために雇用している法律顧問および監査役。
 - (b) 自社の事業に対し規制または監督権限を持つ規制機関。
 - (c) 受領当事者の取締役、役員または従業員。ただし、それぞれの場合に、受領当事者は、当該人物にまず第7.1条に基づく義務について通知し、かつ当該人物がかかる機密情報について第7条に定められているのと同様以上の守秘義務に拘束されることを確認していることを条件とする。
 - (d) 受領当事者がIntertekである場合、そのいずれかの子会社、関係会社または下請会社。
- 7.3 第7.1条および第7.2条の条項は、以下のいずれかに該当する機密情報には適用されない。
 - (a) 開示当事者から受領する以前に受領当事者が使用または開示の制限を受けずに既に所有していた機密情報。
 - (b) 第7条に違反せずに公知であるか公知となる機密情報。
 - (c) 受領当事者が、当該情報を適法に取得し、かつ自らの開示を制限する義務を負っていない第三者から受領する機密情報。
 - (d) 関連のある機密情報にアクセスせずに受領当事者が独自に開発する機密情報。
- 7.4 受領当事者は、法律、有効な召喚状またはその他の裁判所の命令により要請される範囲において、開示当事者の機密情報を開示できる。ただし、受領当事者は、開示当事者に対し、当該開示要請について速やかに書面通知を行い、かつ可能な場合、開示当事者に対し、適切な法的手段によりかかる開示を回避する合理的機会を与えるものとする。
- 7.5 各当事者は、その従業員、代理業者および代理人（Intertekの場合は下請会社にも同様の義務を課すものとする）が第7条に基づく自社の義務を確実に遵守するようにするものとする。
- 7.6 開示当事者が機密情報を開示するという行為のみでは、当該機密情報に関していかなる知的財産権のライセンスも与えられない。
- 7.7 アーカイブストレージについては、クライアントは、Intertekがその品質保証プロセスまたは関連のある適合性認定機関の試験・認証規則により要請される期間、提供した本サービスを文書化するのに必要なあらゆるマテリアルを自身のアーカイブにおいて保持できることを認める。

8. 改訂

- 8.1 書面により、本契約を改訂する旨明示的に表明され、各当事者の正当な署名者が署名する場合を除いて、いかなる本契約への改訂も無効である。



9. 不可抗力

- 9.1 本契約に基づく義務の履行の遅延または不履行が以下の各号のいずれかの結果である場合に限り、一方当事者は、他方当事者に対し、当該義務の履行の遅延または不履行について責任を負わないものとする。
- (a) 戦争（布告しているか否かを問わない）、内戦、暴動、革命、テロ行為、軍事行動、サボタージュ、および／または海賊行為。
 - (b) 暴風、地震、津波、洪水および／または雷などの天災。爆発および火災。
 - (c) ストライキおよび労働争議（影響を受ける当事者または影響を受ける当事者のサプライヤーもしくは代理業者の1人以上の従業員による場合を除く）。
 - (d) 電気通信、インターネット、ガス、電気サービスの提供者などの公益事業会社の不履行。
- 9.2 誤解を避けるために、影響を受ける当事者がIntertekである場合、下請業者側の不履行または履行遅延により発生する不履行または遅延は、下請業者が上記の中の1つの事由により影響を受ける場合にのみ不可抗力事由（以下に定義される）になるものとする。
- 9.3 第9.1条に記載される事由（以下「不可抗力事由」という）により自社の履行が影響を受ける当事者は、以下を行うものとする。
- (a) 他方当事者に書面により速やかに不可抗力事由、その原因および結果として生じる推定遅延期間、またはその義務の不履行について通知する。
 - (b) 不可抗力事由の影響を回避または緩和するためにあらゆる合理的な努力を行うとともに、合理的に可能な限り早急に影響を受けた義務を引き続き履行する、または履行を再開する。
 - (c) 不可抗力事由により影響を受けなかった本サービスを引き続き提供する。
- 9.4 不可抗力事由がその開始日から60日超を経過しても持続する場合、各当事者は他方当事者に少なくとも10日前に書面通知を行うことにより本契約を解除できる。

10. 賠償責任の制限および免除

- 10.1 契約、不法行為（過失および制定法上の義務違反を含む）またはそれ以外によるかにかかわらず、本契約の違反、または本契約に従い提供される本サービスに起因もしくは関連して発生する事象についてのIntertekの賠償責任額の最高合計額は、本契約に基づきクライアントがIntertekに支払うべき本代価の額とする。
- 10.2 いずれの当事者も、他方当事者に対して、契約、不法行為（過失および制定法上の義務違反を含む）またはその他に基づき、以下のいずれについても賠償責任を負わないものとする。
- (a) 利益の喪失。
 - (b) 売上または事業の喪失。
 - (c) 機会の喪失（第三者との合意または契約を含むがこれに限らない）。
 - (d) 営業権または評判の喪失または損害。
 - (e) 予定貯蓄の喪失。
 - (f) 製品リコールの実施に関連して生じた費用。
 - (g) ソフトウェア、データまたは情報の使用の喪失または損壊。
 - (h) 間接的、結果的損失、懲罰的、特別損失（その可能性を通知されていた場合でも）。
- 10.3 クライアントがIntertekに対して行う請求（本第10条の規定を常に条件とする）については、クライアントがかかる請求を発生させる状況を認識してから90日以内に行わなければならない。90日以内にかかる請求の通知を行わない場合、本契約に基づく本サービスの提供に関連して、契約、不法行為あるいはその他において、直接的または間接的ないかなる請求も禁止されるか、あるいは撤回不可能な形でそれを放棄することになる。

11. 免責

- 11.1 クライアントは、以下に起因または関連して直接または間接に生じる一切の請求、訴訟、責任（訴訟費用および弁護士費用を含む）について、Intertek、その役員、従業員、代理業者、代理人、請負業者および下請業者を免責し、かつ損害を与えないものとする。
- (a) いずれかの法律、法令、規制、規則または政府機関もしくは裁判所からの命令のクライアントによる実際のまたは主張される不遵守に対する政府機関またはその他による請求または訴訟。
 - (b) クライアントの製品または設備およびIntertek、その役員、従業員、代理業者、代理人、請負業者および下請業者が本契約に基づき提供する本サービスに関連して発生し、かつ、人もしくは事業体が被ったまたはそれらに生じている人的傷害、物的損失・損害、経済的損失および知的財産権の損失・損害についての請求または訴訟。
 - (c) クライアントによる上記第4条に定めるいずれかの義務への違反または主張される違反。
 - (d) 本サービスの履行、主張される履行または不履行に関連して生じる損失、損害または費用（性質および発生の根拠を問わない）に対して第三者によってなされる請求（ある1つの本サービスに関連する請求の合計額が上記第10条に定める責任額の制限を超える範囲に限る）。
 - (e) Intertekが発行する本報告書または本契約に基づきIntertekに帰属する知的財産権（商標を含む）の誤使用または無許可使用の結果として生じる請求または訴訟。
 - (f) 本報告書または該当する場合には本報告書の全部もしくは一部に基づくクライアント（もしくはクライアントが本報告書を提供した第三者）の報告書、分析、結論の第三者による使用またはそれへの依拠に起因または関連して生じる請求。
- 11.2 第11条に定める義務は、本契約の終了後も存続するものとする。

12. 保険契約

- 12.1 各当事者は、専門職業賠償責任保険、雇用者賠償責任保険、自動車保険、財産保険を含むがそれらに限らない自社自身の保険の手配および費用について責任を負うものとする。
- 12.2 Intertekは、クライアントに対する保険者または保証人としてのいかなる責任も明示的に否認する。



12.3 クライアントは、Intertekが維持する雇用者賠償責任保険は、クライアントまたは本サービスの提供に関与する可能性がある第三者の従業員を対象としていないことを認める。クライアントまたは第三者に帰属する敷地において本サービスを履行する場合、Intertekの雇用者賠償責任保険はIntertekの従業員以外の者を対象としていない。

13. 契約の終了

- 13.1 本契約は、本サービスが開始される初日に開始し、本第13条に従い早期に解除されない限り、本サービスの提供が完了するまで継続するものとする。
- 13.2 本契約は、以下のいずれかの方法によって解除することができる。
- (a) いずれかの当事者が他方当事者に対して本契約に基づき課される義務の重大な違反の是正を要請する書面通知を配達証明付郵便またはクーリエにより発送後、他方当事者が30日を超えて当該違反を継続する場合、当該通知を発送した当事者は、本契約を解除することができる。
- (b) クライアントが支払期限日までにインボイス額を支払わず、かつ/またはさらなる支払い要請を行っても支払わない場合、Intertekは、クライアントに対して書面で通知することにより、本契約を解除することができる。
- (c) 他方当事者が債権者と任意整理手続を行い、もしくは管理命令を受け、もしくは破産し、もしくは清算手続に入り、または他方当事者の財産もしくは資産について管財人が管理を開始し、もしくはレシーバーが選任され、または他方当事者が事業の継続を中止し、もしくは中止するおそれがある場合、いずれかの当事者は、当該他方当事者に対して書面で通知することにより、本契約を解除することができる。
- 13.3 理由の如何を問わず本契約が終了する場合、両当事者が有するその他の権利または救済策に加えて、クライアントは、Intertekに対し、終了の日までに履行されたすべての本サービスの代価を支払うものとする。この義務は、本契約の終了または満了後も存続するものとする。
- 13.4 本契約の終了または満了は、両当事者の既発生権利および義務に影響するものではなく、かつ、かかる終了もしくは満了時に効力を生じ、またはそれ以後に効力が継続すると明示的または黙示的に意図される規定にも影響しないものとする。

14. 譲渡および再委託

14.1 Intertekは、必要な場合、本契約に基づく義務の履行および本サービスの提供をその1社以上の関係会社および/または下請会社に委託する権利を留保する。Intertekはまた、クライアントに通知の上、本契約をIntertekグループに属するいずれかの会社に譲渡することができる。

15. 準拠法および紛争の解決

15.1 本プロポーザルおよび本プロポーザルに従い履行された作業は、当該プロポーザルを行ったIntertekの施設が存在する法域の法律を準拠法とする。本契約に関して提起される訴訟は、上記法域において提起されるものとする。

16. 雑則

分離可能性

16.1 本契約のいずれかの条項が無効、違法もしくは執行不能である、または無効、違法もしくは執行不能となる場合、かかる条項は分離され、残りの条項は、あたかも本契約がかかる無効、違法もしくは執行不能の条項なしに締結されたかのごとく、引き続き完全に有効である。かかる無効性、違法性、執行不能性があまりに根本的で、本契約の目的の達成を阻害する場合、Intertekおよびクライアントは、直ちに誠意ある交渉を開始し代替的な取り決めについて合意するものとする。

パートナーシップ、代理関係がないこと

16.2 本契約のいかなる内容も、また本契約に基づき両当事者がとったいかなる行動も、両当事者間のパートナーシップ、団体、ジョイントベンチャーまたは共同事業体を構成するものではなく、かつ、いずれかの当事者を他方当事者のパートナー、代理人、法的代表者とするものではない。

権利放棄

- 16.3 上記第10.3条を条件として、いずれかの当事者が本契約のいずれかの条項の厳格な履行を主張しないこと、または自身に付与される権利または救済策を行使しないことは、権利放棄を構成するものではなく、また、それにより本契約で規定された義務が減じられることはない。いずれかの違反に対する権利放棄は、その後の違反への権利放棄とはならないものとする。
- 16.4 本契約に基づきいずれかの権利または救済策の放棄は、それが放棄であると明確に表明し、他方当事者に書面で伝達しない限り無効である。

完全な合意

- 16.5 本契約および本プロポーザルは、本契約により企図される取引に関連する両当事者間の完全な合意を含んでおり、かかる取引または主題に関連する両当事者間の事前のすべての合意、取り決め、および了解に優先する。いかなる発注書、計算書またはその他の類似の文書も本契約の条件に追加されたり、それを変更したりすることはない。
- 16.6 各当事者は、本契約の締結にあたり、本契約の承認または署名を行う以前に他方当事者により、あるいは他方当事者のために行われたいかなる事実表明、保証、付随契約またはその他の確約（本契約に規定または言及される内容を除く）にも依拠していないことを認める。各当事者は、本条項がなければ、かかる事実表明、保証、付随契約またはその他の確約に関して自身に与えられていたはずのあらゆる権利と救済策を放棄する。

第三者の権利

16.7 本契約の当事者でない者は、本契約の条件を執行する権利を有さない。

追加保証

16.8 各当事者は、他方当事者の要請および費用負担により、各場合において、本契約に基づく義務を十分に果たすために随時合理的に要請される証書および文書を交付し、かつそのように要請されるその他の措置を講じるものとする。

